

京都府立医科大学附属病院受託実習生受入要領

令和5年2月6日制定

(目的)

第1条 この要領は、京都府立医科大学附属病院（以下「本院」という。）が看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、管理栄養士、理学療法士及び作業療法士等の医療技術者等の養成を目的とする学校又は養成所等（以下「養成機関等」という。）の学生、生徒等に係る病院実習の受入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(方法)

第2条 養成機関等の長は、学生及び職員等（以下「実習生等」という。）の実習を本院に依頼する場合は、養成機関等の長は、実習委託申請書（別紙1）を、本院病院長（以下「病院長」という。）あてに申請しなければならない。

- 2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、実習生受入先所属長と協議し、業務に支障のない限り、当該養成機関等の実習生の受入について実習許可証（別紙2）により許可することができる。
- 3 前項の規定により許可を受けた養成機関等は、速やかに京都府公立大学法人と契約を締結しなければならない。

(期間)

第3条 実習期間は、受入を許可する日の属する年度を越えないものとする。

- 2 前項の実習期間とは、実習を開始する日の属する月から実習を終了する日の属する月までの月数とする。

(実習等)

第4条 実習生等は、病院長の指示に基づき実習を行うものとする。

(実習の中止等)

第5条 実習生等は、前条の規定に従わない場合、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、病院長は、当該実習生等の実習を停止させ、又は第2条第2項の受入の許可を取り消すことができる。

(報告及び費用)

第6条 第2条第2項の規定により承諾された養成機関等の長は、実習修了後、速やかに病院長あてに実習報告書を提出しなければならない。

- 2 実習に要する経費（以下「実習費用」という。）を前項の実習報告書に記載の人数に別紙3に規定する実習費用を乗じた額を納入しなければならない。
- 3 別紙3に規定する実習費用以外については、病院長と協議の上、実習費用を定めることとする。

(遵守事項等)

第7条 第2条第2項の規定により承諾された養成機関等の長は、当該実習生等の故意又は過失により生じた事故等については、その損害を賠償するほか、病院長の指示により事故の処理にあたるものとする。

- 2 養成機関等の長は、実習生等の実習中の事故等に備えて必要な保険等に参加しなければならない。
- 3 実習生等は、実習中に知り得た個人情報及び診療情報等について漏らしてはいけない。実習修了後も同様とする。
- 4 養成機関等の長は、実習生等に病院長が指示するワクチン接種等の感染対策等を実施し、実習前に当該結果等を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項等については、病院長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。